

令和4年度津奈木町における障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和4年5月1日制定

1 趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を策定する。

2 基本的な考え方

本町における障がい者就労施設等からの物品等の調達推進に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

- （1）全庁的に取り組むものとする。
- （2）予算の適正な執行に留意しつつ、分野を限定することなく調達を推進するものとする。
- （3）物品等の調達に当たっては、可能な限り県内の障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- （4）調達に関する他の施策等との調和を図るものとする。
- （5）共同受注窓口を介した調達は、障がい者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとする。

3 調達の方法

各課が調達を円滑に進めることが出来るよう、ほけん福祉課は障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課に提供する。

各課はその情報に基づいて障がい者就労施設等から直接調達する。

4 調達の目標

令和4年度の調達目標は次のとおりとする。

目標額 100,000円以上

5 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

本調達推進方針に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度取りまとめ、役場掲示板等により公表する。